

不発弾処理について Q&A（令和4年7月14日 17時現在）

カテゴリ	Q&A	更新
不発弾の状況	Q 発見されたのはどんな不発弾なのか。	
	A	米国製2000ポンド普通爆弾1トン 1発（長さ1.8m、直径0.6m）弾頭及び弾底に信管が残っている状態のものです。
	Q いつ、誰が発見したのか。	
	A	4/27（水）午後2時40分頃、吹田市南吹田3丁目22-20のマンション建設予定現場で、工事作業中の作業員が掘削作業中に発見したと聞いています。
	Q 不発弾は現在どのような状況か。安全なのか。	
	A	4/27の発見後、陸上自衛隊が、不発弾を防爆マットや防火シート、防水シート、土のうで保護し、信管に保護キャップをかぶせるなどの措置を行いました。 6/10、発見現場において、不発弾の周りに高さ6mの防護壁（ライナープレートとよばれる建築資材と土のうによる）を設置する工事を開始しました。 発見現場（南吹田3-22-20）は引き続き、24時間体制で警備員が現場で警戒を実施しており、安全管理には万全を期しています。
	Q 不発弾を見に行きたい。	
	A	発見現場内は関係者以外立ち入り禁止です。 現場は24時間体制で警備員が警戒中ですので、立ち入らないでください。
	Q 他にも不発弾が埋まっている可能性はあるか	
	A	分かりません。今回の発見現場で見つかっているのは現時点で1発のみです。 大阪府内では過去にも自衛隊が不発弾を処理した事例が80件以上あると聞いていますので、まだ見つからない不発弾もあるかもしれません。
Q なぜ、発見されてから処理するまでに3か月近くもの期間がかかるのか。		
A	自衛隊、警察、事業主等の各関係機関と調整した上で処理日程や警戒区域を決定する必要があること、また、処理のための構築物の設置作業期間や住民避難・交通規制などの周知期間も考慮する必要があることから、一定の期間が必要となったものです。	
Q 不発弾処理・避難はどうすれば終了するのか。		
A	「信管」と呼ばれる起爆装置を取り外すことで爆弾が安全化されます。この確認が終われば本部長（後藤市長）が「安全宣言」を行い、避難対象区域を解除します。	
処理日程	Q 不発弾撤去日はいつか。何時から行うのか。	
	A	不発弾の処理は7月24日（日）正午から実施します。
	Q なぜ7月24日に処理することに決まったのか。処理日は変更できないのか。	
	A	本市としては、周辺にお住まいの方の安心安全な生活環境を早急に確保するために、可能な限り迅速に処理を進めたいと考えています。 その上で、JR西日本などの関係機関や処理を行う自衛隊とも調整して決定した日程であるため、変更することはできません。
	Q 7月24日に処理することは、いつ・どこで決まったのか。	
	A	6月6日（月）に開催した第1回不発弾処理対策本部会議において決定しました。
	Q 7月24日で全ての処理が完了するのか。	
A	不発弾の状況によっては、当日に処理が完了しない場合もあります。その場合は、日程を改めて処理を実施することとなります。	

不発弾処理について Q&A（令和4年7月14日 17時現在）

カテゴリ	Q&A	更新
処理日程	Q なぜ日曜日に処理をするのか。	
	A 処理日程については、自衛隊、警察、公共交通機関等の各関係機関と影響範囲や処理の工程を考慮の上調整し、決定したものです。	
	Q 夜間、早朝で作業はできないのか。	
	A 処理時間については、住民避難と、自衛隊の処理作業を安全に実施することを最優先し、自衛隊、警察、公共交通機関等の各関係機関と影響範囲や処理の工程を考慮の上調整し、決定したものです。	
	Q 処理日を延期する場合はどういう時か。	
	A 不発弾の状態によって、当日の処理完了が困難となった場合です。自衛隊から、気象警報発表時でも基本的に処理作業自体に影響するものではないと見解を伺っていますので、気象警報発表時においても基本的には作業を行う予定です。（なお、特別警報級の場合は、総合的に判断する可能性があります。）	
	Q 不発弾処理にはどのくらい時間がかかるのか。いつ作業（避難）が終了するのか。	
	A 不発弾の状態により時間は変わってきますが、他市での撤去作業の事例などでは、3～4時間程度の見込みです。状態によっては、長時間かかることも考えられますので、当日の作業終了時間は決まっていますが、夕方までには終了する予定です。	
警戒区域	Q 警戒（避難対象）区域の範囲はどのくらいか。	
	A 不発弾から概ね半径300m及びその周辺が対象範囲となります。吹田市南吹田1丁目～5丁目の一部が該当します。	
	Q 警戒（避難対象）区域の範囲はどのような根拠で決まったか。	
A 今まで多くの不発弾処理の経験をお持ちの自衛隊からの助言を受け、万一不発弾が爆発した場合に、爆弾の破片が飛散する等により影響する可能性がある範囲を考慮して決定しました。		
避難	Q 警戒区域内の事前広報はどのように行うのか。	
	A 警戒区域内の住民及び事業所等に対し、全戸訪問のうえ避難に関するチラシを事前に配布するほか広報車による広報を実施します。また、市広報紙や吹田市公式ウェブサイト、SNS等でも避難に関する内容も含めた不発弾処理情報をお知らせします	
	Q 近くに住んでいるので心配。今から避難できるか。	
A 不発弾には安全措置を講じているため、直ちに避難が必要なものではありません。処理日当日（7月24日）の指定された期間のみ避難していただければ結構です。それでも不安であるという場合の避難場所は設置されていませんので、御自身で親戚や友人を頼ってください。		

不発弾処理について Q&A（令和4年7月14日 17時現在）

カテゴリ	Q&A	更新
避難	<p>Q 今すぐ自主的に避難したい。避難場所を開設してほしい。</p> <p>A 処理当日以外に、自主的な避難に対する避難場所の開設を行う予定はありません。 自主的な避難であれば、親戚や友人など、御自身で避難先を探していただきますようお願いいたします。</p>	
	<p>Q 避難の際には何を携えていけばよいか。</p> <p>A 貴重品はお持ちください。 一時避難場所は処理時間中に滞在するための場所等を用意させていただきただけになるため、食べ物や水のほか、各自・各家庭が滞在するために必要な物品は必ずお持ちください。また、体調が悪くなった場合に備えて、保険証、お薬手帳、常備薬、飲料水を持参してください。 【吹田第六小学校へ避難される方】 スリッパ等の上履きと、レジャーシート等の敷物の用意をお願いします。</p>	
	<p>Q 自力で避難できないため、避難場所まで連れて行ってもらえるか。</p> <p>A 警戒区域内にお住まいであれば、改めて個別訪問を行って避難に当たっての支援等のニーズを把握させていただきたく予定です。</p>	
	<p>Q 避難に際し、介護が必要な場合はどうするのか。</p> <p>A 全戸訪問により事前にニーズを把握させていただいた上で、介護が必要な場合は福祉避難場所等への避難を案内させていただくこととなります。</p>	
	<p>Q どのくらいの期間避難しないといけないのか。避難解除の連絡はしてもらえるのか。</p> <p>A 避難が必要な期間は、処理当日の午前10時から信管除去等安全措置が完了し、本部長（市長）が安全宣言を行うまでの期間です。 避難解除に当たっての個別連絡等は行う予定はありませんが、ホームページや市公式SNSなどを通じて周知させていただきたく予定です。</p>	
	<p>Q 必ず避難しないといけないのか。避難したくないのだが。</p> <p>A 不発弾撤去処理については、今まで多くの不発弾処理の経験を持つ自衛隊の専門部隊が万全を期して当たりますが、万一不発弾が爆発した場合、警戒区域内では爆発物の破片等が飛散する可能性があります。皆様の安全のため、何卒ご協力いただきますようお願いいたします。なお、避難にあたって不安がある方は、市職員が個別訪問する際、お気軽にお尋ねください。 (今回の避難区域の設定は、災害対策基本法第63条に基づくものであり、周辺住民の安心・安全な生活環境を早急に確保するため、吹田市地域防災計画に基づく応急体制を図っています。)</p>	

不発弾処理について Q&A（令和4年7月14日 17時現在）

カテゴリ	Q&A	更新
避難場所	Q 避難場所はどこか。 A 一時避難場所として、吹田市役所の本庁舎（吹田市泉町1-3-40）と吹田第六小学校（吹田市南清和園町43-1）を開設する予定です。また、別に福祉避難場所についても開設を予定しています。	
	Q 必ず避難場所へ行く必要があるのか。 A 一時避難場所に行かなくても、警戒区域から離れていれば問題ありません。例えば、親戚や友人の家に避難することや、買い物などで別の場所に出かけている状態でも構いません。	
	Q 一時避難場所へ自家用車で行きたいのだが？ A 一時避難場所には無料の駐車スペースは設けておりません。徒歩もしくは自転車でお願いします。	
	Q 一時避難場所は、高齢者や障がい者の方でも利用できる環境なのか。 A 一時避難場所は、あくまで処理当日の避難が必要な期間に滞在することができる場所として、椅子等を用意させていただくのみとなります。	
	Q 一時避難場所ではこういったサービスを提供してもらえるのか。 A 一時避難場所は、あくまで処理当日の避難が必要な期間に滞在することができる場所を提供するのみとなります。そのため、飲食などは準備しておりませんので、御了承ください。	
	Q 一時避難場所で発生したごみはどうしたらいいか。 A ごみは各自で持ち帰り、各自のごみ収集日に排出してください。	
	Q 不発弾撤去日に新型コロナの濃厚接触者に該当する場合の避難はどうなるのか。一時避難所に行ってもいいのか。 A 一般の一時避難場所は利用できません。避難の間、周囲の方との接触を控えることが困難な場合は、コールセンター（06-6155-4707）までご連絡ください。	※
	Q 新型コロナウイルス感染症と診断されましたが、避難はどうすればよいですか。 A 陽性者専用ホテル（宿泊療養）をご案内します。7月11日（月）以降の発症日（症状が出現した日）の方全員に保健所から連絡します。診断日の翌日までに連絡がなかった場合は、以下連絡先へご連絡ください。 【連絡先】06-6155-6121（吹田市新型コロナ関連事務処理センター・土日祝含む9：00～17：30）	※
	Q 一時避難場所で飲酒や喫煙はできますか？ A 一時避難場所では、飲酒・喫煙はできません。お酒やたばこは持ち込まないようにお願いします。	
	Q 一時避難場所で料理はできますか？ A お弁当などを持参し、お食べいただくのは構いませんが、出たごみをお持ち帰りいただくことが条件です。また、一時避難場所は避難所のように長期間生活する場所ではなく、あくまで一時的な滞在場所となりますので、料理等を行う場所はありません。	
	Q ペットと一緒に避難したいのですが。 A 屋外にはなりますがペットキャリーケース・バッグ等（※ペットが外に飛び出すことができないもの）に入れていただければ避難場所へ連れてきていただけます。（建物内へ一緒に入ることはできません） ゲージに入らない大型犬等はペットホテルや親戚・友人宅など、ご自身で預かり先を探していただきますようお願いします。	

不発弾処理について Q&A（令和4年7月14日 17時現在）

カテゴリ	Q&A	更新
福祉避難場所	Q 要配慮者（身体の不自由な方や高齢者、障がい者など）用の一時避難場所はありますか。	
	A 公表している2箇所の一時避難場所とは別に、福祉的ケアの必要な方向けの一時避難場所の設置を進めています。	
	Q 福祉避難場所にはどのような方が避難できるのですか。	
	A 避難に当たって介助等の福祉的な支援が必要となる方です。	
	A 今後、避難対象地域に住んでいる要配慮者への意向確認等を行う中で、必要に応じて、複数の施設での受入をします。	
	Q 福祉避難場所はどこに設置されますか。	
	A 要配慮者向けの施設なので、他の市民の方が誤って来られるなど混乱を避けるため、公表する予定はありません。	
	Q 福祉避難場所へ避難することが決まりましたが、その家族や友人も同行できますか。	
	A 対象となる避難者の支援に必要な方に限ります。	
	A なお、できる限り人数を絞っていただきますようお願いします。	
	Q 避難対象地域外の自主避難者は、福祉避難所は利用できますか。	
	A 避難対象地域の中で介助等の福祉的な支援を必要とする方の一時避難場所として設置するため、原則としてご利用いただくことはできません。	
	Q 福祉避難場所に自力で行くことができない。どうすればいいのか。	
	A 支援者がおられない場合は福祉総務室へご連絡をお願いします。 福祉総務室 06-6384-1363	
Q 福祉避難所では飲み物や昼食は必要に応じて提供してくれますか。		
A 公表している2箇所の一時避難場所と同様に、飲み物や食べ物、薬など必要な物品については、各自で事前に準備していただくようお願いします。		
Q 事前の訪問時に福祉避難所には行かないと回答したが、やっぱり行きたくなった。どうすればいいですか。		
A 確認させていただきますので、福祉総務室へご連絡をお願いします。 福祉総務室 06-6384-1363		
Q 避難の際に発熱した場合、福祉避難所の受け入れは可能ですか。		
A 確認させていただきますので、福祉総務室へご連絡をお願いします。 福祉総務室 06-6384-1363		

不発弾処理について Q&A（令和4年7月14日 17時現在）

カテゴリ	Q&A	更新
対応状況	<p>Q 不発弾処理の対応はどかが責任をもって行うのか。</p> <p>A 吹田市長を本部長とする不発弾処理対策本部を設置して、自衛隊や警察などの関係機関と連携して処理を進めています。</p>	
	<p>Q 不発弾を放置したままで、市役所ではちゃんと対応をしているのか。</p> <p>A 4月27日（水）午後の不発弾発見後、直ちに現場確認や関係機関との連絡・調整を行った上で、不発弾の処理に向けた準備・調整等を進めています。</p> <p>A 4月28日（木）には内部や関係者間の会議を複数回開催して情報共有や意思決定を図っており、その中で決定した情報については、随時報道機関への情報提供やホームページでの情報掲載を行っています。</p>	
過去の事例	<p>Q 本市の過去の不発弾処理実施状況は。</p> <p>A 現時点では全ての事例は把握できていませんが、昭和53年（1978年）4月と10月の2度、不発弾処理が行われたと記録されています。</p> <p>A 【参考URL】 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/daijinkanbou/sensai/situation/state/kinki_04.html</p>	
	<p>Q 過去の処理で失敗（爆発）したことはあるのか。</p> <p>A 大阪府内において、過去に80件以上は自衛隊が処理を行っている聞いていますが、いずれも安全に処理され、不発弾処理による事故は起きていないと聞いています。</p>	
	<p>Q 万が一、処理中に爆発し自宅家屋等が破損した場合、修理にかかる費用は出してもらえるのか？</p> <p>A 万が一、信管除去作業中の爆発等により、身体や所有物に被害を受けた場合は、国家賠償法第1条による国に対する損害賠償請求を検討することとなります。</p>	
	<p>Q 現在の交通規制はどうなっているか。</p> <p>A 現時点での交通規制はありませんが、不発弾の処理を行う当日（7月24日）については、周辺区域について警察による交通規制を行う予定です。</p> <p>今後、具体的な規制範囲が決まりましたら、一定の期間を設けて周知させていただきます。</p>	
交通規制	<p>Q 公共交通機関（JR・バス等）の運行はどうなっているか。</p> <p>A 現在、不発弾には安全措置を行っていますので、直ちに運行停止を行う予定はありません。不発弾の処理を行う当日（7月24日）には、警戒区域内の公共交通機関は運行を停止する可能性があります。今後、一定の期間を設けて周知させていただきます。</p> <p><JRについて></p> <p>処理当日の正午から夕方までの時間、JR京都線、おおさか東線を中心に列車の運転を取り止めます。詳しくはJR西日本のホームページをご覧くださいか、JR西日本お客様センター（電話 0570-00-2486 営業時間6：00～23：00）へお問い合わせください。</p> <p><阪急バスについて></p> <p>処理当日の運休・減便はありませんが、以下の路線において大幅な遅延運行になる場合があります。詳しくは阪急バスのホームページをご覧ください。</p> <p>対象路線・・・24系統 JR吹田～JR南吹田～阪急園田</p> <p><その他について></p> <p>空の便については現在調整中です。決まり次第、ホームページ等でお知らせします。</p>	

不発弾処理について Q&A（令和4年7月14日 17時現在）

カテゴリ	Q&A	更新
	Q 不発弾撤去作業中は、警戒区域内の市道の道路工事はできますか？ A 不発弾撤去作業中は、警戒区域内（避難対象区域）への立入りを禁止するので、道路工事はできません。	
	Q 不発弾撤去作業中は、警戒区域内の市道への特殊車両の運行はできますか？ A 不発弾撤去作業中は、警戒区域（避難対象区域）内への立入りを禁止するので、市道への特殊車両の運行をご計画の方は、警戒区域（避難対象区域）内への運行の中止、迂回路等の確認をお願いします。	
公共施設	Q 不発弾処理当日、南吹田市市民体育館は利用できますか。 A 通常どおり利用できます。	
	Q 処理日当日は水道を利用できますか。 A 可能です。警戒区域内外問わず、終日ご利用いただけます。	
公共インフラ	Q 処理日当日に水道料金を支払いに行くことは可能か。 A 当直で受付可能です。	
	Q 本件についての問い合わせ先は。 A 不発弾処理対策コールセンターまでお願いします。 電話番号は06-6155-4707です。	
その他	Q 最新の情報はどこを見たらいいの。 A 吹田市ホームページで情報を掲載するほか、市の公式SNSでも情報の更新がありましたら発信しています。	
	Q 撤去作業日までに自治会として取組むべきことがあるか？ A 不発弾の撤去作業を行う際、住民の皆さんには警戒区域の外へ避難しておいていただく必要があります。 自治会の皆さんには、この撤去作業が行われる日時について、周知ビラの回覧や掲示板への告知ポスターの掲示等により、自治会内での情報共有を図っていただきますよう、お願いいたします。	
	Q 撤去作業が行われる当日に自治会として取組むべきことがあるか？ A 撤去作業を行う当日に自治会の皆さんに行っていただくことが生じた際には、ご協力方、よろしくお願いいたします。	